

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年4月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第44号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岩手県条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1・2 [略]	附 則 1・2 [略] 3 <u>平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により著しい被害を受けた者の生活再建の支援を目的として緊急に行う応急仮設住宅の買入れについては、第3条の規定にかかわらず、議会の議決に付すことを要しないものとする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。